令和７年（フ）第１２８号
静岡県菊川市下平川2693番地の１
破産者　相羽　政彦
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２８９７号
名古屋市中村区大宮町２丁目22番地　ウエスタンビル805号、従前の住所愛知県半田市板山町13丁目319番地
破産者　清水　規孝
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６２６号
岡山県倉敷市児島稗田町1529番地　フォブール放駒105
破産者　原　広雄美
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７１８号
岡山市東区城東台西三丁目11番８号
破産者　松友　　愛
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和５年（フ）第３６号
福岡県直方市大字下境3870番地10
破産者　細田　和也（屋号　エコビジネス）
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和６年（フ）第８９号
長野県上田市八木沢1490番地２
破産者　原　　康弘
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第４８号
長野県上田市神畑507番地７
破産者　手塚　延男
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第７６号
長野県上田市住吉1146番地２　ギベオンＢ号、旧住所長野県佐久市岩村田314番地１佐久平ガーデンヒルズＢ205号室
破産者　須藤　正裕
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第２４８号
静岡県田方郡函南町仁田227番地の23　ベルソレイユ202、破産開始時の住所静岡県田方郡函南町塚本459番地の４
破産者　土屋　一明
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９号
静岡県三島市錦が丘18番地の16
破産者　横山　忠男
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１５号
静岡県浜松市中央区和田町910番地の２　和田の家ポラリス301、前住所静岡県磐田市小島56番地２
破産者　関坂　律子
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６４９号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町851番地
破産者　田中　俊一
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１０３号
広島県呉市広古新開４丁目３番６号　102号室
破産者　Ｎｅｗ　Ｃｏｍｐａｎｙこと　津口　新
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３９６号
広島県廿日市市宮園４丁目５番地16
破産者　渡辺設計事務所こと　渡邊　元文
１　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
２　一般調査期日　令和８年11月25日午後１時30分
令和８年８月19日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６号
札幌市西区二十四軒４条４丁目10番22―203号
破産者　井上　紘一
１　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
２　一般調査期日　令和８年11月12日午前10時15分
令和８年８月19日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３８号
大分県宇佐市大字住江367番地の１　グランヴェール住江　102号
破産者　末宗　和樹
１　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
２　一般調査期日　令和８年10月28日午前11時
令和８年８月20日
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１５８号
京都市右京区山ノ内山ノ下町13番地
破産者　有限会社関西プロセス
１　破産債権の届出期間　令和８年９月30日まで
２　一般調査期日　令和８年10月28日午前10時30分
令和８年８月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
京都府乙訓郡大山崎町円明寺脇山１番地252
破産者　ハウスサービス合同会社
１　破産債権の届出期間　令和８年10月５日まで
２　一般調査期日　令和８年12月２日午前11時45分
令和８年８月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係